

令和元年度第5回府中市子ども・子育て審議会議事録

- 1 日 時 令和元年9月10日（火） 午後2時～
- 2 会 場 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室
- 3 出席者 委員側 汐見会長、山崎委員、山本委員、内海委員、臼井委員、久保委員、植松委員、木下委員、栗原委員、佐藤委員、高橋委員、田中委員、中田委員、濱田委員、林委員、墓田委員、八木下委員、成川委員（18名）
事務局側 沼尻子ども家庭部長、柏木子ども家庭部次長、二村子育て応援課子ども政策担当主幹、岩田子ども家庭支援課長、石田子ども家庭支援課長補佐、濱野保育支援課長、吉本保育支援課長補佐、古塩児童青少年課長、松本児童青少年課長補佐、笹岡障害者福祉課長補佐、横山保育支援課支援計画係長、神田保育支援課認定給付係長、藤川児童青少年課青少年係長、若山子育て応援課推進係長、横川障害者福祉課生活係職員、長橋障害者福祉課生活係職員、隅内子育て応援課推進係職員、大沢子育て応援課推進係職員、河野子育て応援課推進係職員（19名）
- 5 欠席者 平田副会長、畑山委員（2名）
- 6 傍聴者 2名

【次第1 開会】

事務局

それでは、よろしいでしょうか。改めまして、皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また大変暑い中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第5回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

では、まず資料の確認をさせていただきます。

（※事務局 資料確認）

続きまして、事務局より2点ご報告等をさせていただきます。1点目、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日、欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、平田副会長、畑山委員の2名でございます。本日の会議は、委員20名のうち、18名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目、本日の審議会の傍聴についてでございます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、9月1日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたところ、2名の応募がございました。傍聴者を入場させてよろしいか、委員の皆様にお諮

りしていただいでよろしいでしょうか。なお、1名の傍聴者につきましては若干遅れるというご連絡をいただいでおりまして、遅れていらっしまった場合には、改めてお諮りせず、ご案内をする形を取らせていただいでよろしいでしょうか。

会長

ということで、2名の傍聴を許可してよろしいでしょうか。結構です。

事務局

ありがとうございます。では、傍聴者をご案内いたします。

(※傍聴者、入場)

それでは、次第の「2 議題」に移らせていただきます。ここから先の進行につきましては、会長にお願いしたいと思ひます。会長、よろしくお願ひいたします。

【次第2 議題1 第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について】

会長

改めて、皆さん、こんにちは。暑いですね。本日は、議題は1つなのですが、「第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について」の検討になります。まず、最初に事務局のほうから説明をお願ひいたします。

(※事務局 資料8 第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について30ページから33ページまで説明)

会長

今のご説明は前回ご議論いただいたうち、基本目標の1及び2について必要な修正を行っていただいたということでもあります。基本目標の2については特にないということですが、今のご説明についてさらにご質問等がございましたらお願ひいたします。

お伺ひした限り、一応言葉は反映させてくださったというか、後でさらに気がついたところはございますか、そういうご説明になりますが、何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、また、気がついたらその都度ご発言いただいで、本日のメインは、基本目標3、4、5、6のこの4つの目標について、チェックしていただくということになりますので、先へ進めてよろしいでしょうか。それでは説明をお願ひいたします。

(※事務局 資料8 第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について40ページから55ページまで説明)

会長

ご苦労さまでした。本日は基本目標3、4、5、6、残りの4つの目標と施策の7から14までですね。それについて検討してまいります。議論しやすいために、まず基本目標の3から議論させていただきたいと思います。40ページから43ページまでをもう一度お聞きください。ここはひとり親家庭への支援ということで、経済的に困窮している家庭が大きいということと、それが子どもの養育にネガティブな影響を与えてしまっているという、そういうことをどう克服していくか、それが中心になっています。この項目についてご意見、ご要望をお願いいたします。

委員

43ページの施策の方向性なのですからけれども、ひとり親の家庭のこのアンケート結果ですと、塾代とか学費に負担を感じているというパーセントが高いのですけれども、施策の方向性では引き続き医療費の助成を行うというようなことになっていて、前回八中の校長先生も塾というか、学習指導のお話のご意見が出たかと思います。私の感覚で申しわけないのですけれども、塾ってすごく贅沢、ちゃんと学校に行ったらドリルとかやっていたら、そこそこ学習はできるのではないかという感覚を持っていたのですけれども、今の時代はもう本当に塾に行かないかについていけないのか、塾とかが当たり前と思っているのか、今の小学生の親御さんの感覚がわからなくて申し訳ないのですけれども、経済的負担と親御さんのご希望と食い違っているのかなと思ったのですけれども。

会長

今の43ページの施策の方向性、もう少し現実にかみ合ったような中身にできないかというご要望ですが、関連したご意見はございますでしょうか。ひとり親家庭への経済的負担と自立、就業への支援、2つあるのですが、子どもの教育への支援ということですね。子育てへの支援ということですね。そこをもう少しということだとお聞きしたのですが。

委員

その部分というのは各種手当の支給ということで、いろいろなそういう塾の利用費とかの手当ということで充当されているのかなと思うのですけれども。

会長

ここは各種手当という中で、各種手当は具体的にどういう手当があるのか、皆さん共通のイメージが持てないのかもしれませんが。これは具体的にどういったものか説明をお願いします。

事務局

手当ではないのですけれども、ひとり親という条件の中から給付型ではないのですけれども、貸付型の就学時の支援ですとか、そういう形では、東京都の財源を活用させていただいています。そういったもので支援というか応援させていただいている状況になります。ただ経済的な負担の軽減という位置づけで今、給付型で行っているものというのは、ひとり親に

関しての切り口で言ったりしますと、育成手当ですかね。児童扶養手当と育成手当、それと医療費の助成費の負担をさせていただいているという状況になっています。教育に対する支援という意味ではそこだけが特化しているわけではないのですけれども、貸し付けのところでも行っているというのが今の現状でございます。

委員

そうすると手当という言葉が少し違った意味合いを持っているかなと感じてしまうのですが、いかがでしょうか。

事務局

各種手当ということでは児童扶養手当だけではなくて、東京都が独自で行っております事業、育成手当についてはひとり親の手当になりますね。そういった意味での各種手当というような記載の方法を取らせていただいておりますが、具体的に書くという形ではなくそのような表記の仕方をさせていただいております。

会長

これについて私、意見を言わせていただきますけれども、ひとり親家庭だとか経済的に負担を抱えている家庭が一番困るのは、自分が生きていることもそうなのですが、実は子どもの教育、療育を家庭で丁寧にやってあげられないことなのですよ。この9月の初めヨーロッパの各国が集まってやるE E C E R Aというヨーロッパ幼児教育学会という学会があって、ギリシャであったのですが、どういう報告が多かったかという、圧倒的に幼保小連携の報告だと。幼稚園、保育園と小学校をどうつないでいくかというのが圧倒的に多かったということで、これは何を意味しているかという、現代社会で昔と違って経済的に貧困な家庭でも、ちょっと前までは子どもは外で群れて遊んで、家の仕事を手伝って、「何々買ってこい」「お釣りはあるか」とか、要するに自分で計算したり、そろえたりということで、小さな思考ですよ。考える、工夫をするという、そういう世界が豊かにあって、そこで別に幼稚園、保育園に行かなくてもある程度の思考の練習というのができたわけです。そういうことを今の子どもたちはほとんど必要なくて、どこかのスイッチを押すか、どこにリモコンを入れるかということは訓練されるのですけれども、思考を組み立てていくということが実は非常に苦手になっている。貧困の家庭では家庭での会話も、親が子どもに丁寧に考えさせる。「どうしてそうなると思うの」なんていうのではなくて、「早くしなさい」となってしまう。そうなる子どもは親子の会話の中で一生懸命考えるということも減っていくでしょう。情報はY o u T u b eか何かで映像で見られるからわかったつもりになるのだけれども、なぜそうなるかは全く説明できないという、そういう知的な能力の発達にすごく偏りが出ているというのが、これをどう克服するか、専門家でも大問題になってきているわけです。

それで、例えば保育園とか幼稚園で、あの子は家で絵本なんて読んでもらったことないよねとか、足し算の練習をさせてもらったことないよねというのを見つけたら、それをどういうふうに家庭に返すのではなくて、園でこういう子はこうしてあげようということ、どれだけきめ細やかにできるか。そしてその到達度をきちんと小学校に伝えて、この子はこういう

ふうな形で、ドリルをすぐやってもだめです。

例えば私の孫なんかもそうなのですが、今、1年生で1学期の最後のほうにはすぐにドリルというテストがあって、上の欄の1、2、3、4と下の欄のあいうえと関係のあるものを線で結びなさいという問題が出てくるわけ。ところが孫はたどり読みしかできないのです。だから読んでもそのことに意味が全くわからなくて、授業中何したか。泣き出してしまった。意味わからない。でも、そういう子はいわばほったらかしなのです。でも、たどり読みがようやくできるようになっても、その問題はいきなりそういうレベルで入ってきますから、全くついていけなくて学校というのは嫌だ、嫌だというふうになっていって、例えばそういうことも不登校の原因の1つになっているということがあるのです。でもそこをどうやって補うかといったら、塾に行かせてドリルをやったらできるか。そんな単純な問題ではないのです。生活の中でどういうふうを考えたり、工夫したりすることがおもしろくなるかということで、これは保育とか幼児教育とか育児の問題なのです。育児を家庭でできなくなっているということだったら、だからこそ、幼稚園とか保育園、もっと金を出して、そういう子どもたちを丁寧に見てくれるということをやってもらいたい。塾に行ったり、家でいろいろ絵本を読んでもらったり、できる子どもを支援するということよりは。それが実は幼保小の連携ということによって言っていることの大事な中身の1つなのですけれども、残念ながらまだそこまでいってない。つまり府中市からは学校に行き落ちておぼれるような子どもは1人も出さないという、そういう決意を固めた上で、特にそういうことでかなり困っている子どもたちに対しては懇ろに丁寧な支援をしていくということ、幼稚園、保育園、認定子ども園でまずやってもらわないといけない。小学校の今のカリキュラムをやっても全くわからない子どもは必ず発生してしまうのだということを知った上で、小学校の教育を改善していってもらいたい。このことがないと、子ども食堂つくって子どもの何かやっても、その塾に行くと、お金を出して塾行かせてれば何とかできるということとちょっと距離があるのです。

私なんかだったら、私はここの保育関係者と多少かかわっているから、そういうことをやっていこうということ、今、呼びかけているのです。だから今、文明の問題としても子どもの思考力とか工夫力とかというのは、生活の中で発達させることがとても苦手な文明になってきている。スイッチを押す文明になってしまっていますから。だから人間の知性を育てていくというのに、幼児教育機関が本気になって、丁寧に育てていかないとそうもいかないのですよ。家庭の教育力の差がもろに出してしまうのです。ですから、あまりにも私には実態がつかまれているという気があって、ここをどういうふうにするのかというのは、手当を出せば何とかできるという、そういうレベルの問題では全くないのです。そのことも大事ではあるのですけれども、府中市らしい、例えば1つの幼保小の連携の中身の特に経済的に困難を抱えた子どもたちの支援ということを入れるとかということがあれば、ほかにあるじゃないかということが言えるのですけれどもね。個人的で申しわけないのですが、これ真面目に府中市が取り組むかどうかということは、とても将来的には大事なのだと思っています。

不登校の子どもたちへの支援というのも同じなのです。学校が合わない、いじめられていけないという子どもたちがほったらかされたら、社会全体としては物すごく人材の損失ですよ。その子にあった教育をやったら物すごく伸びていく子どもはいっぱいいるのですよね。だから韓国なんか不登校の子どもたちは、例えばソウル市はソウル市がお金を出してフリー

スクールをつくっています。大事な大事な人材になるのですということですかね。そういう、ノーマルに育っている子どもたちへの支援というだけではなくて、そこから外れようとしてしまっている子どもたちへの支援を丁寧にやっていく。それが社会全体にとって非常に大きな利益になるということなのです。

ということで、僕もこの書き方はひとり親家庭への自立の支援とか、就労への支援という場合、学力支援というのが決定的に大きい感じがするので、もう少し頭出しだけでもしておいてほしいなと思いました。

委員

今の経済支援ということ言えば、この親がどこに困っているかというのは塾代とか学費とかというのは、多分ひとり親に限らず全ての子育て世代が皆さん困っていることで、うちの子は今、中1なのですけれども、まず中学校に入るときの制服代とかで10万円ぐらいかかるのにやっと乗り切ったと思ったら、次、学費で2万円近く一括で払えと言われてドキドキしたりとか、部活に入るから何から何までかかって、結構そういう部分はあるので、多分ひとり親に限らずだと思う。特にひとり親の方は収入が低い方が多いかもしれないので、そういう意味でいうと仕事に専念できるようなサポート体制、例えば、今、小学校も中学校もですけれども家庭学習とすごく言われていて、家で勉強させてくださいと、親が勉強を見てくださいと言われることがすごく多いのですけれども、やっぱりひとり親の方の場合は仕事が忙しくてそこまで面倒見切れないという部分があったり、例えば習い事に行かせたくても送り迎えができないとかという、そういう部分のサポートをお金だけではなくて、マンパワーとして支援できるような体制ができるといいなと思っていますが、どうでしょうか。

会長

これはひとり親家庭だけではないですね。もし、そういうことであるとしたらここだけではなくて、教育的なところですよ。どこか書くところありますか。教育委員会あたりと少し、こことが一緒に協議して見る必要があるかもしれません。校長会の先生方とやるのはとても大事かもしれませんね。日本は宿題をともかく増やす方向に今、動いていますね。沖縄なんて皆泣いています。学力が低いから宿題をむちゃくちゃに増やすのです。ただ、例えば学力世界一と言われているフィンランドなんかはほとんど宿題ありません。毎日の授業が、1日が終わったら、今日よくわからなかったからここは必ずわかるようになってから帰ろうねと言って、その日にちゃんと補習していくという制度があって、1週間金曜日の終わりにはこの週でよくわからなかったことは必ず来週には持ち越さないでやろうねということで、その週の間、そのときの補習をする先生は別の先生が専門にいるわけです。だから、1日1日学校でわからせるということが責任なので、それは学校でやっていく、家庭に返されたら家庭の教育力で差がついてしまうのです。だから、わからない子はもっとわからなくなってしまう。僕、夏休みの宿題というのはそれで反対で、できる子はもっとやるから、学校で授業を受けてわからない子は家でやれと言われてもわからないからもっと格差が広がってしまうのです、宿題出してしまおうと。夏休みの勉強というのは学校でよくわからなかった子どもたちが、学校に来て補習をするというのが夏休みの本来の仕事です。あんまりにも考えられ

てない。そういうふうにして安易に家庭に任せてしまうということは、私は大反対なのです。

それでいうとフィンランドは、義務教育が終わった15歳でまだ社会に出るのがちょっと足りないと自分で思っている子は、中3をもう1年やることもできます。そういうことを考えたら日本ももうちょっと何かやりようがあるのではないかと、宿題を増やせということが施策には簡単にならないと思うのですがね。

そういうことも含めて子育て審議会の中で学校での子どもたちの落ちこぼれをどう拾っていくか、教育委員会の先生方ともやっぱりその辺は協議したいという機会つくってとも思っているのですが。ただ、来年の4月から小学校の学習指導要領が大きく変わりますので、小学校の先生も対応に大変なのです。そのあたりでそういう局面が生じたら考えていこうかと思っています。

今の意見、非常に貴重なご意見だと思うのですが、そのところを何か反映できないかということをもたまたま考えていただきます。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。また、あとで気がついたらということで、基本目標の4のほうに移りたいと思います。44ページから47ページまで、4ページです。よろしいでしょうか。もし、なければ、私のほうから1つ。

虐待防止をどうすべきかということをとっても大事な課題になってきたのですけれども、実際に防止というのは事前に防止するというのもあるのですが、実際に、例えばどう見てもDVを受けているという、妻がDVを受けていて、その影響で今度は子どもに虐待をしてしまうと。今回の裁判で出たのがほとんどそうですよね。そういうのを最初に発見するところは大体保育所なのです。それで、私の妻は、実は保育園の園長をやっている、そういうケースに最近出くわして、その母親をとにかく男から離して隔離するというので、精神安定をやったのですけれども、そのときに非常に困難だったというのは、区の職員がそういうことを全くわかっていない。社会福祉士の訓練を受けてないのです。言われた枠でやって、それは私の担当ではありませんとか。家庭に調査に行くときに夫に暴力を振るわれていると言っているのに、夫同席でないと面接はしませんとやってしまったのですね。言えるわけがないのですよ。それで私の妻が怒り狂ってしまって、警察のほうに駆け込んだら、今度は警察が何を間違ったかパトカーで6人の警官を連れてきて。何事だとなってしまって。警察のほうにもやっぱりそういうことのデリケートさがあるという人が少なくて、事が物すごく複雑になってしまったので、妻に言わせると、全部職員が無知のせいだということ。

要するにこういうケースではどう扱わなければいけないのか。一番大切なのは虐待を受けている人をどう守るのか。その原点が非常に曖昧だと。そういうことに今回出くわしてしまって、関係する職員の研修というのでしょうか。専門的な訓練というのでしょうか。虐待が増えてきた、さあ、何とかしましょう。枠組みをつくったからといって、それにふさわしい行為ができるわけではないのです。行政に勤めている人の専門性がだんだん求められている時代になってきているわけです。私は保育のことをやっていますけれども、保育課に回される人間が保育のことを全然わからないということをやっているところがいっぱいあるのです。

それで、厚労省とも相談して、厚労省の主催で保育課に配置された職員の研修を国としてやろうとか、そんなこともちょっと、それだけは私が先頭に立ってやりますからなんていうことも相談しているのですが。

地方自治体は大変なのです。限られたメンバーの中で全部回してやっていかなければいけないでしょう。専門性の訓練がされない子が難しいことを対応させられる。だから、言われたことを一生懸命やっているとわかるのだけれども、その人を救うことには全然なっていないくて、かえって問題をこじらせてしまったということが起こっていて、ひとえに専門性の訓練が足りないというのがあるのです。ですから、行政をどうだ、こうだと批判するというのではなくて、行政のメンバーがふさわしい仕事ができるような、そういう研修をどう抽出していくかということが、特に虐待問題にかかわる点はかなり大きい気がするのです。

ここには若者自身の悩みということいろいろあって、若者自身の悩みにどう答えるかというの、これも相当専門性が必要なのですけれども。このどこかに関係する職員の専門性を向上するための努力というものを少し始めるということが書き込まれていると具体化しやすいなと思ったのです。けれども難しいです。今、児相の職員が対応できなくてということで、児相の職員がたたかれています、あれも気の毒なのです。僕なんか内情を少し知っているから、児相の職員の方は数が少ないのです。全国で今15、16万件的相談件数があるでしょう。児相は200ちょっとしかないのです。1つの児童相談所で600件以上抱えているのです。600件を10人ちょっとの職員で抱えたら、1人数十件持つことになるのです。対応できるわけないですよ。虐待というのは夜中に起こったら、夜中に電話かけてきて「きてちょうだい」といったことにすぐ対応できなければいけないのに、そんなことをしたら児相の職員は365日泊まり込んでしなければいけないです。そんなのできっこない。アメリカなんかでは児童虐待防止法ができたときは1人の職員は5、6件ということだったので、持つ件数が。日本はその10倍ぐらい受け持たされています。ですから、問題を大きくしたくないという気持ちは非常によくわかる。だけど、その結果とんでもないことまでいってしまったということが起こっていますから。改善はしなければいけないのだけれども、児相の職員の専門性を改善すればいいのですね。その専門性をどうあげるかということももちろんあるのですけれども、体制もどうかしなければいけない。幸い府中はそんなところまではいっていないと思うのですけれども、いつだって起こり得るわけですからね。だから、5のところね、多摩児相のことは書かないのですけれども、府中市の中である種、職員の専門性を高めていくということがいいかなと。

委員

会長のお話、確かにそうだなと思うのですけれども、やっぱり虐待とかそういう危害を受けているとかって、実際今、現在起きているのを見つけるのは保育園の先生とか、学校の先生とか、幼稚園の先生とか、実際子どもと接している人を見つけるケースが多いのではないかなと思うのですけれども、そういうところと児童相談所と警察署とかたちとか、そういうところの今ここに書いてある、関係機関との連携と書いてあるのですけれども、この関係機関というのは実際現状でどの程度のところがかかわっているのかということ、軽く「こんなことがあったんですけど」と連絡し合えるような状態なのかというのが知りたいです。

会長

これはある程度わかりますか。

事務局

虐待につきましては今、委員さんがおっしゃられていましたように、保育所、幼稚園また学校等からも連絡が入ることがございます。まずは、たちにご相談を入れていただき、その後は例えば警察ですとか、児童相談所、あとは同じ課に母子保健係などの関係機関と連携を図ることがございます。通常関係機関で集まる会議というのはたち、母子保健、それとDV被害の母子支援の担当で、必要に応じて警察、児相、そして地域子育て支援センター等が集まって会議を開いている。大体市内の関係機関というところはそういう形になっております。

委員

幼稚園のほうの立場からですと、我々も当然来ている子どもたちをよく見ているところもあります。何かあれば、こちらのほうから話をするとすると、例えばたちとか児童相談所というところに話を持っていくところがあるのですけれども、まず先に大体児相のほうから、「こういうお子さんがいるけど、どうなの」というのが情報として来るのが多いです。こちらのほうから逆に「この子、ちょっと最近どう？」というのはあまり幼稚園の中では、ケース的にはほとんどないような形です。児相のほうから来て、「毎日来ているのですか」とか、さっき言ったように「あざはないですか」とか、「ふだんはどうですか」と、幼稚園の中ではどう過ごしていますかと、ふだんと生活的に乱れているというか、変なところはありませんかみたいな確認の電話というのはたまにあるということです。

会長

実際は例えば心配な家庭で、ちょっと様子を見てこなればいけないというときには、どうぞ、どうぞと誰も言わないですよね。そのときに児相と職員と警察と一緒にいくことがケースとしては増えています。

委員

確認事項なのですけれども、こちらに支援機関の周知を図りますという言葉が入っているのですが、前年度の話のときにとってもいい話だなと思って伺っていたのが、早期発見というので子どもが自ら言えるような状況のために、みんな虐待されているということが具体的にわからないから、例えばポスターとか何かそういった冊子とか、子どもたちがこういう状況だとちゃんと先生に言いなさいとか、そんなことができるようなお話があったのですけれども、それはこのポスター掲示とかイベントとか、そういうところに含まれる話になるのでしょうか。

会長

何か考えておられますか。

事務局

子どもたちについては、パンフレットや相談カードを配布して、自分が苦しまないでと、

何かあったら相談するのだよというような周知を継続して心がけているところでございます。また、子どもたちだけではなくて大人に対しても、しつけという暴力というところが今年の4月に始まっておりまして、そのことを行政ではポスター、チラシ、また掲示物等で児童虐待防止に關すると併せて周知を図っております。このことから、最近は近隣からの通告が増えてきている状況でございます。今後も子どもの安全に向けてできる限りの周知に努めたいと考えております。

会長

ありがとうございます。

委員

先ほどのお話で関係機関、どういうところへというお話がありましたけれども、全ての場合ではないかもしれませんが、私自身も見守ってほしいと、私の地域で依頼をされたことは今までなかったのですけれども、民生委員、児童委員も地域でそういう虐待の事例があった場合に、たちから依頼を受けて見守ってくださいということを言われて、ご一緒にかかわらせていただくということはあります。関係機関の1つとしてですね。それで、今、相談先があるということをおっしゃいましたけれども、今、市では小さなパンフレットを配ったり、電話相談はいつでもたちへどうぞということを行っていますけれども、東京都でLINEによる相談窓口というのも今年の8月1日から開設したのです。それは去年2週間ほどLINEの窓口を親も子どもも相談できますよという窓口を開いたところ、2週間で540件ぐらいの相談があったということで、半分が保護者、親からの相談で、子どもさんからは中学生、14歳ぐらいの中学生からというのが一番多かったという結果が出たのです。それで今年の8月1日からはお子さんや今の若いお母さんにとっては、LINEによる相談というのが一番効果的でしょうということで、8月1日から一年中、年中無休で相談ができるようになっているのですけれども、そういうものを府中市でも、府中市につながりますよというような窓口をつくっていただけたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

会長

何かそういうことを考えておられますか。

事務局

今、おっしゃられたように東京都のほうでは、新サービスが始まっておりまして、市のほうでは、現在取り組みを行っていることはございません。今後、LINEを通じての相談などは、リスクですとかいろいろなものを考える中で今後検討していきたいと思っております。

会長

東京都は当の子どもたちに、ここにLINEをすればいいですよという周知は、どうやっているのですか。

委員

どのようにしているかはちょっとわからない。たまたま、子ども食堂に来ていたお子さんが、大学生のボランティアさんに、家庭内の問題について話をしていたというのですね。やっぱりそういうのを聞いたボランティアさんは、この子はやっぱりすごく傷ついているのだろうなという感想を持ったということをお話してくれました。どこの学校かわかったら、先生はご存じかなと思うのですが、お話ししてみたいと思いますけれども。学校の先生方というのはさっきおっしゃいましたように、虐待ですとかそういうもののケアについての研修とかそういうことは受けていらっしゃるわけですね。ちょっと質問です。

委員

そのLINE相談の周知は名刺ぐらいの大きさのものだと思うのですが、幼稚園のほうにも夏休みのときにきましたので、教育機関的なものにはそれなりの数を配布してあるのではないのでしょうか。そのものはどうやって配布するかというのは、各幼稚園のほうでは、うちでは夏休みだったので、ご自由にどうぞみたいな形でやったのですが、興味のある人たちは、こんなのあるのだとあって、持っていった人たち数名いたようです。それでLINEしたかどうかというのは全然違うと思うのですが。

委員

子ども団体は2年前に厚生労働省の自殺月間のときにLINE相談を2週間、受託を受けてやりましたとき、周知が一番大変だったのですが、やはり電話相談の5倍ぐらいLINE相談は入ってきました。周知方法はおっしゃったとおり、各高校生と中学生向けだったので、名刺の大きさのカードにQRコードをつけて、中高の学校に配らせていただいて、先生から生徒に配ったと伺っております。本人たちに配ったということでした、私たちのときは。

会長

これ東京都だからできた面があって、府中市でもしやるとしたら、人材を確保しなければいけないですね。僕、以前朝日新聞の主催で、昔ですけども、朝から晩まで電話相談というのをやってくれというのでやって、こんなに疲れる仕事はないと。次から次へと違う相談があって、それで的確に答えなければいけない、記録も取っておかなければいけない。これ毎日ボランティアでやってくれと言われたら、僕潰れると思いました。だからかなり専門性のある人が丁寧にやって、それで給料をもらえるようなシステムでないと多分続かないです。ですから、もしLINEとか何かでやったときに、的確に会話するような人を確保するとしたら、府中市相当な決意で人材を集めない限り、それは簡単に引き受けられないと思います。

委員

現状を話すと、1件のLINEに対してスーパーバイザーがついて、3人で1人の子どもに対して答えをするというのをやっていたので、本当にきめ細かくしないと2週間でも、私たちもそれ以上長くすることが不可能だったので、かなりリスクを考えて体制を整えないと難しい問題だと思います。

会長

今、的確なことをおっしゃってくださって、メリット、デメリットが確実にあるわけで、対応してかえって間違ふこともありますしね。SNSを使うということは。ただし、それは中高生以上ですかね。幼児だとかそれはまた別の対応が必要で、親のほうがこのままでは虐待してしまいそうという人をどうキャッチできるか、そういうシステムでしょうね。

委員

私もちょっと気になるのは、親のほうの支援というのがやっぱり必要かなと思っていて、相談できないお母さんというのはいくらたくさんいると思うので、自分から誰かに話したいけれども、でも話すことで自分もまたDVの被害に遭うのではないかという方はたくさんいらっしゃると思うので、そういうお母さんのために何か保健師さんや相談員さん的な方が訪問するというところは、府中市としてはそういうところはされているのでしょうか。

事務局

今の親支援につきましては、まずお子さんが生まれてから、新生児訪問の形から入るということになるのですけれども、そこで悩みがないかですとか、そういったことを幼少のころから始める形になります。子どもがだんだん成長してきて親の中では家庭で旦那さんとの問題ですとか、夫婦間や親子間におけるトラブルの関係、または自分が子どもに手を挙げてしまうかもしれない、そういう恐れがある方などの話を聞く中で親支援事業というのを開催しています。そちらのほうに出席をしていただくと、専門的なアドバイスをしていただける方がいらっしゃいますので、ご自身が抱える問題について相談し、やりとりをしてもらおうという形を取っております。

委員

それというのは訪問している中で、そういう親支援事業というのがありますので、何かあったときには連絡くださいということで案内をしている感じですか。

事務局

訪問等、相談を受ける中で困難度が高い方や困っている方に関してはこういう機会がありますよというのをPRして、ご参加をいただいているという状況でございます。

委員

ぜひそういったところの困ったけれども、相談できるところはなかなか難しいと思うので、何かこちら側からいざとなったら相談してくださいみたいなことを言ってもらえるような役割の人がいてくれるとすごくいいかなと思いますので、そういったサポートはしていただきたいなと思います。

会長

大体お子さんは、そういうケースは保育園に行っていることが多いですよ。ですから保

育士あるいは園長に相談ができるかどうかということがかなり大きいですね。これは私にとって見聞している限りでは園によって違うのです。あの園の園長には絶対相談したくないというね、そういうところもあれば、あの園の何とか先生は相談ができるという人もいます。ですから、多分発見場所とか最初に応援してくださるところというのは保育園とか子ども園がかなり多いです。あるいは幼稚園ですね。そういうところの先生方にそういう場合どう対応したらいいのかというあたりの研修はやっぱり丁寧にやってほうがいいのかもかもしれません。予防策としては一番効果が大きいかもしれません。

さっき言ったように、ある程度のネットワークだとか、連携システムをつくるということとはとても大事なことのだけれども、その先実際そういうことが起こったときには、対応の質が問題になってしまうのです。さっき言ったみたいに、職員の対応が本当にそこで全然知らない人が回されていて、形式的にやったために問題をすごくこじらせてしまったということがあって。だから、どこまでどういう形でやるか、差し当たり幼児教育関係の先生方の虐待に対する対応の原則みたいなものの研修は丁寧にやるのが大事かもしれません。何かそういうことを少し、もし頭出しのできるのであれば、ここに書き込んでいただくという形にしておきたいと思います。どこまで書けるかですけれども。

活発なご議論をいただきましたが、ほかにどうでしょうか。よろしければ基本目標5に進めて、48ページの「青少年の健全育成」のところ、これはこの間別の表をつくったところなのですけれども、小学生の放課後の居場所づくりから青少年健全育成活動の推進、51ページまでのところですよ。

昨年部会からの答申をいただきましたが、その内容がここに反映されていると思ってください。

委員

小学生の放課後の居場所づくりで、青少年ということで多分中学生まで入れてもいいのかなと、だめですかね。小学生、中学生も入れたい、青少年でいいですよ。ここでは放課後子ども教室と学童クラブについて書かれているのですけれども、黄色の線が入っていない各文化センターに児童館を設置しというところで、各文化センターは府中市に11カ所あるのですけれども、児童館と地区の図書館があるのですが、全部5時に閉まってしまうのです。中学生などは学校が終わると、帰ってくるのもう4時半ぐらいになってしまって、それ以降の居場所というのが府中市の中心街にはまだ施設があって、例えば塾とか習い事の帰りにちょっと友達とおしゃべりできる場所みたいなものがあるのですけれども、そうではないあまり栄えていない場所の子どもたちはコンビニの前で集まってしゃべっていたりとか、街灯の下で集まってしゃべっていたりとか、そういう部分があってなかなか居場所というのがないので、できれば文化センターを、児童館をもう少し長く開けるとか、地区の図書館をもう少し長く開けるとかして、学校以外の場所を放課後の居場所というのを検討していただきたいなと思っています。

会長

これは検討されていますか。

事務局

文化センターに設置されています児童館ですけれども、府中市の公共施設の設置に関しての決めごと、いわゆる条例によって児童館が設置されております。現状だけお話しさせていただきますけれども、所管となっております担当部署につきましては文化センターを管理している地域コミュニティ課のほうで所管している施設になっております。

文化センターの児童館の設置につきましては、条例上で小・中学生が対象で、朝から5時までの開館という決めごとの中で運営されているところでもありますので、そこで中学生も含めた子どもへの居場所づくりというところについては、ちょっと我々の児童青少年課のほうの考えだけで言い切れないところがありますので、文化センターの全体の中での地区図書館なども含めた複合施設としての、その中で検討が必要かなと関係課としては認識しているところでございます。以上です。

会長

ありがとうございました。複合施設であるために、仮に児童館だけ延長というわけにはいかない、文化センターの条例がどうだとなりますね。ただ、今おっしゃってくださったように、中学生5時に閉まってしまうとほとんどの中学生が利用できないということになってしまいます。試験前の勉強をそこでやるというようなことができる場所が中学生に意外と保証されていない。これは昔の子育て支援計画づくりのテーマになっているのが中高生の居場所がないことなのです。

委員

確か今度新しくできたプラッツとかにも、中高生の場所があったり、中央図書館、昔のルミエールの図書館にも中高生の居場所、意外と府中の中にはそういう場所があるのかなというふうに思います。それを各11カ所の文化センターでもうまく活用してやっていけば、児童館というと、子ども、小学生相手だったのですけれども、中高生の居場所づくりということももう一度考えて、うまく文化センターを使っていけばいいのかなと、それはまた行政にお願いしたいと思います。

会長

私もあそこの会議室を使っていますが、いっぱいいます、中高生。ああいう場所をもう少しつくってあげられないかということですね。

委員

自転車でいける場所がいいですね。

会長

そうですね。プラッツまでだとちょっと遠い人もいますからね。ということは、これは条例を改正しなければいけないことになる可能性もあるので、少し慎重に事を進めないと簡単にはいかないですが、ただ、ここに中高生の居場所をつくるために児童館、あるいは文化セ

ンターを活用した、もう少し夜遅くまで子どもたちがそこで勉強できたり、話し合える場所を確保する算段について検討を始めるというのですか、そのぐらいは書いてもいいかもしれないですね。実際できるかどうかは別、相当丁寧にやらないといけないですが。おっしゃってくださったように、小学生もないのですかね。中高生の居場所がまちの中になかなかないということですよ。ありがとうございました。

事務局

今、中高生の居場所というテーマでご意見を頂戴いたしましたけれども、1つの考え方として、夜まで中学生がまち中にいるということがいいのか悪いのかとか、いろいろなメリット、デメリットがございます。そういった中で今、会長のお話もあったとおり、慎重に検討は進めさせていただければと思います。以上でございます。

会長

青少年健全育成という問題があって、東京都の児童館で唯一夜9時までやっていたところが、浅草の近所にあった雲柱社がやっていた民間の児童館、ここは僕も何回か見学に行きましたけれども。バスケットボールができる場所もあったりして、児童館の中でこれほど汚いところはないというぐらい汚かったのですけれども、子どもたちはすごく活発にやっていました。聞いたところこういうところをつくらないからまちにたむろするのだと、健全育成するためにはこういう場所をつくらなければいけないと思ってやっているという言い方をしていましたけれども、それ今ちょっと要検討ですね。

実際に5時というのはお父さんが5時半に家に帰っていた時代の話なのですよ。今、7時8時になって帰って来ない中で、女性も働きに出ているといったときに、子どもたちだけが5時に帰れということで実態に合わなくなってきていることもあってですね、健全育成というのはどうすべきかというのはとても難しくなってきますね。そういうことも含めて検討ですが、そう簡単にはいかないということなので、でも、居場所づくりは大事だということです。締め出せば必ず問題を起こしていますから。

ほかにないでしょうか。特になければ、基本目標6の経済的負担の軽減のところに移ります。52ページから55ページですね。

委員

54ページの施策14のところですけども、網かけの下の方の行で、「0歳児から小学校就学前の乳幼児の保育料等を無償化しています」ということなのですけども、これ確認したいのですけれども、私は無償化になるのは3歳以上と理解しているのですけれども、0歳から無償化になるということですのでよろしいのでしょうか。

事務局

今のご質問なのですけども、おっしゃられるように基本的には3歳から5歳については無償化になりまして、0歳から2歳児に関してましては非課税世帯の方について無償化の対象になるということなのですけども、0から5まで完全に無償化になるように捉えられて

まいりますので、ここは表現の仕方もちょうでもう一回検討させていただければと思っております。すみません。

会長

そうですね。0歳からのと書くと全て無償化と受け取られてしまうような誤解を招く。0歳から無償化することについていかどうかということはすごく議論があつて、先にやったのが韓国です。おかげで大変な混乱になったといひます。みんながどんどん保育園に入れようとし始めて全然足りなくなつてしまつて、0歳からの無償化は失敗であつたと評価しています、専門家は。もっと慎重に進めるべきだつたということです。どんどん自分で子どもの面倒を見なくなつてしまつてという批判が出てきたりして、大変な問題になりました。日本の場合は、そういうことを検討しないであつと要望があるからやつてしまつたもので、それに対する懸念もあるのです。ですから、あまり0歳からと書かないほうが慎重なのかもしれせん。3歳から無償化でということにして、一部0歳からということになると思ひます。

府中市には認可外施設で無償化の対象になることはあるのですか。

事務局

認可外保育施設につきましては、大きく分けまして市内にあります東京都の認証保育所さん、こちらは無償化の施設としては認可外施設ということになりまして、あと指導監督基準を満たしている認可外保育施設ですとか、そのほかの認証以外の認可外保育施設も市内にはございます。実際には17施設ですね。認証は今現時点で17施設ありまして、それ以外の認可外保育施設も17施設ございます。

会長

わかりました。国なんかでは、認証保育所なんかは認可外保育施設とはまた別の枠でやっていますよね。認可外というのが今、企業主導型だとか、いわゆるベビーホテルとかそういうところですね。認証は認証でも無償化しますとはっきり別々書いていますけれどもね。問題はかなり批判を浴びているのが、認可外の保育施設で認証はかなり基準がきちりあるのに、そうではないようなところについても国のチェック項目がいくつあつて、それをクリアしていたら認可外でも無償化するとやるということで、結局保育の質をきちりと担保して、これだけの保育をしているところであれば無償化しますよというのが普通の筋なのに、逆のことをやつてしまつてという可能性が起こるのではないかとということで、相当専門家からはその辺について懸念が強いです。

ただ、東京都にも詰め寄つて僕は相談したのですけれども、認可外保育施設で無償化になるといつても3歳以上なのです。ですから、3歳以上をやっている認可外保育施設というのは企業主導型とかいくつしかないのですから、それほど懸念はしていないというのが東京都の考え方でした。実際に企業主導型なんかで開いたけれども全然やらなかつたとか、突然閉じてしまつたとか、一番問題を起こしているのが企業主導型なのです。そういうことが府中ではないように願ひますけれども、そういう問題が起こつたときにそういうところの支援をしていたということが社会問題になる可能性もあるので、この辺始まつたらそれはそれ

でやっぱり厳しく、ちゃんとした保育をしているかどうか、チェックしていかなければいけない。そうになっていくと思います。

ほかによろしいでしょうか、基本目標の6について。ありがとうございました。いくつかご意見、特に虐待防止のための施策についてはたくさんのご意見をいただきました。それらを受けた上で文言の修正、書き加え等についてまた事務局をお願いしたいと思います。

それでは、残された第5章以下について、もう1回事務局のほうからお願いいたします。

(※事務局 資料8 第2次府中市子ども・子育て支援計画(仮称)案について61ページから74ページまで説明)

会長

第5章については子ども・子育て新制度という制度が5年前に始まりまして、その後見直されたのですが、これはある意味画期的な制度なのですが、子ども・子育て支援というのを社会保障事業の中に位置づけたわけです。社会保障というのは医療、年金、介護なのですが、これまでこの3つだったのですが、そこに子ども・子育て支援という4つの柱で社会保障。社会保障となるとニーズが生じたらそれを満たすために国・自治体はきちんと政策を立て、体制をさかなればいけないという、国や自治体に義務づけられる事業になってしまったのです。自治体ごとによってばらばらにはできないという、そういう意味で子育て支援というものを税金の中で必ず最低やらなければならない事業ということにしたのが子ども・子育て支援制度なのです。そのためには有効にお金を使わなければいけないということで、年にニーズを計算して、それに応じた施策をやっていただきたい。その分が一部国からおりてくるわけですから、そういうことで丁寧にこうやって計算しなければいけなくなっているのがこの表なのです。見込み、そのためにはアンケートを取る、その他のデータ集めるということです。

それから68ページから69ページにあります13事業というのをおっしゃってくださいましたけれども、子ども・子育て事業支援新制度になったときにこの自治体として、子育て支援というのは、こういう枠組みでやるということを確認にしたのがこの13事業なのです。この13事業の中にはこの子育て支援制度ができたために初めてつくられた制度もあるのですが、これまでやってきたことを丁寧に位置づけ直して、それをきちっと支援していくということをやっています。計算できないものもあるのです。例えば68ページの①利用者支援事業というのは、これは支援制度ができてからつくられた制度です。そういうことでこれがつくられているのだということをご理解いただきたいと思います。事務局のほうで各部局で丁寧にデータをもとにこういう数字になってきていますということを計算してござって、ここに丁寧に当てはめていただきました。かつ、地域ごとにデータを細かく出したということで、非常に大事な基礎データになっています。細かな数字についてあまり私たちのほうで、これはどうですかという質問もできるところではないので、大きなところで何かご質問しておきたいことがあれば質問してください。

この前提は子どもの数が漸減といえますか、60ページのところに少しずつ少しずつ減っていきますねという数字が出ています。これは、いや、そうではなかった、府中は増えてき

たということになれば、うれしい悲鳴でこれを変えなければいけないのですが、大体こうなってきたところ、自治体もこうなっていて、それにあわせて制度が設計されているということ。

僕も質問しますけれども、61ページの教育・保育の「量の見込み」というところがございしますが、一番最初に特定教育・保育施設というのがありまして、令和元年度が57、2年度が60、3年度が61となって、60、58、58とまた戻って減っていきます。これはどこを閉鎖するという事になったのでしょうか。公立ですか。お願いします。

事務局

こちらの特定教育・保育施設につきましては、認可保育所と幼稚園の合計の数になっておりまして、まず市立の幼稚園のほうは順次廃園の施策を進めておりまして、令和2年度と令和4年度に1園ずつ閉園となりまして、公立幼稚園、もともと今3園あったのが、昨年度末で1園、矢崎幼稚園が廃園になりまして、順次小柳幼稚園、みどり幼稚園と廃園になっていくところで幼稚園の数は減ってきております。あと、認可保育所のところにつきましても公立の保育所のほうも再編を行っておりますので、こちらのほうも順次廃園を行っていく関係で数が減っているという状況でございます。

会長

公立の幼稚園は跡地を有効利用するとか何か計画というのはないのですか。

事務局

今現在の障害福祉サービスのほうでは児童発達支援センターの整備に向けまして話を進めておりまして、その新たなセンター整備について矢崎幼稚園の跡地を候補地として今、検討しているところです。まだ正式な決定ではないのですが。

会長

大分先ですけれどもね。何で断って聞いたかという、先に手を挙げておかなければということ。僕は港区にあるあい・ぽーとという大きな子育て支援センターの理事を今でもやっていますけれども、幼稚園の跡地なのです。だから同じ子育て支援センターでも園庭もある、砂場もあるということで、今、全国のモデルになっています。年間使っているお金は億を超えている子育て支援センターなのです。それをつくっては壊されかけ、つくっては壊されかけしながらもう10何年やってきたのです。でも、港区としても幼稚園の跡をそうやって利用したことがものすごくよかったということになって、ぜひ幼稚園の跡地は子どもだとか子育て支援とかに使っていただきたい。

中央区とかそういうところでは、そこに高いビルがぽーんとできてしまったというのがしょっちゅうあったのです。だから、出身者が自分の母校を見に来て高いビルしかないというような、それちょっと悲しいのですけれども。今、おっしゃってくださったように、そういう施設に使う予定があるということはとても市民としてもありがたいことだと思っております。ぜひ、それをまた頑張っていただきたいなと思いました。

そういう形で子どもの減少に応じて、特に公立なんかでも子どもの数が本当に減ってしまっているような園についてはこういう形で閉園して、再利用していくという方向でそろそろ始まりますということですね。令和の3年4年ということ。そういうことは数字を読んでいると少しずつ見えてくるのです。

この先ほど次の5年ぐらいの計画を立てたときには、もっと子どもは減ってきているのですね。そうするとせっかくなつくた保育園でも定員に満たないというところが出てきたりしたときに、その反面で高齢者がどんどん増えているのです。そうするとここでこんな議論をしていて、これを使うかというだけではやっぱりだめで、高齢者のための施設をどうつくっていくのかということとセットにしていかなければいけなくなります。それは、将来的に非常に大きなテーマになることで、施策を子ども・子育てと高齢者対策と別々に進められなくなってくる時代がやがてくるという話になると思っています。

非常に丁寧につくってくださった数字がこういうふうになっているということだけをご理解いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。もし、何か見つけられてこの数字がどうなっているのかということがございましたら、また後ほどでも事務局にご連絡ください。あとは第6章ですがお願いします。

事務局

第6章76ページにつきましては、この計画を推進するに当たりましての進行管理を記載しているもので、現計画でも同じような考えです。

会長

特に変更はないということですね。どうもありがとうございました。

それでは「第2次府中市子ども・子育て支援計画の案」についての検討はここまでにさせていただきます。これを本当にまた新たに修正したものが次の会議に出されることとなります。それでは、次第の3番目のその他について何かございますでしょうか。

事務局

それでは最後、事務局より連絡事項をお伝えするのですが、その前に1点補足がございます。本日ご審議いただきました「第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案」についてでございますが、ここで「仮称」を取らせていただき「第2次府中市子ども・子育て支援計画（案）」とさせていただきたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。

会長

異議ございませんね。結構だと思います。

事務局

ありがとうございます。次回10月2日の審議会の資料につきましては、ただいまご了承いただいた名称で資料をお示しさせていただきますのでよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、最後に事務局より2点連絡事項をお伝えさせていただきます。1点目でございますが、本日の審議会の会議録につきまして、事務局で作成し、後日委員の皆様に内容確認の依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして2点目ですが、次回の本審議会の開催につきましては、先ほど申し上げましたとおり10月2日水曜日の午後2時からを予定しております。改めて開催日時は送付させていただきますのでご承知おきください。事務局からの連絡は以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、今日も集中してご意見をいただきありがとうございました。次回にまたお会いしたいと思います。ありがとうございました。